



議案第九一號

三朝町税条例の一部を改正する条例について

三朝町税条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十二年十二月二十五日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾貳年拾貳月五日 原案可決

三朝町議会議長 矢田 秀雄

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和三十二年三朝町条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第二項中「第十一条の三第三項及び第四項」を「第九十八条第四項」に「及び第八号、法第三百十四条の七第七項」を「第八号及び第十号」に改め「並びに第三十四条の四」を削る。

第三十四条の二第一項中「生命保険料控除額」の下に「、障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額」を加え「第六項」を「第五項」に改め同条第二項中「又は生命保険料控除額」を「、生命保険料控除額又は勤労学生控除額」に改める。

第三十四条の四中「施行規則第五号の三様式による申告書」を提出したときは、当該納税義務者の」を「第三十六条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む）に法第三百十七条の二第一項第六号に掲げる事項の記載があるときは、当該」に「第八十四条」を「第九十条」に改める。

第三十四条の七を次のように改める。

(外国税控除)

第三十四条の七、所得割の納税義務者が、外国の所得税等を課された場合においては、法第三百十四条の七及び令第四十八条の九の二に規定するところにより控除すべき額を、第三十四条の三から第三十四条の五までの規定を適用した場合の所得割額から控除する。

第三十六条の三第一項中「前条第一項」の下に「又は第三項から第五項まで」を加え、同条第二項中「記載された事項」の下に「(施行規則第二条の三第一項各号に掲げる事項を除く、)」を加え、「に掲げる」を「又は第三項に規定する」に改め、「相当するもの」の下に「及び次項の規定により附記された事項」を「前条第一項」の下に「又は第三項から第五項まで」を加え、同条に次の一項を加える。

3. 第一項本文の場合には確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第二条の三第二項各号に掲げる事項を附記しなければならない。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、昭和四十三年一月一日から施行する。

(適用区分)

2. 改正後の町税条例の規定は昭和四十三年度分の個人の町民税から適用し、昭和四十二年度分までの個人の町民税についてはなお従前の例による。

(個人の町民税の配当控除)

3. 所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、法附則第十項に規定する配当所得（利息の配当を除く）があるときは、当分の間、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第三十四条から第三十四条の五までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。